

社会保険等の

未加入。

未納対策が

強化されました！



令和元年11月1日より、事業の許可等に際し「社会保険等の適正な加入」に加えて「保険料の納付」が必要となる旨、明確化されるとともに監査及び巡回指導で確認する事項として「保険料の納付状況」が追加されました。また、行政処分基準に、「社会保険等の未加入」に加えて「保険料未納」が新設される改正が行われ、社会保険等の未加入・未納対策が強化されました。

1

運輸開始届出時の確認

運輸開始届出時には社会保険等に加入するとともに、保険料を納付しなければなりません

2

地方実施機関の巡回指導

巡回指導では、社会保険等の加入・納付状況を確認します
社会保険等が未加入または保険料未納の場合は、運輸支局等への報告対象となります

3

監査等の実施

社会保険等への適正な加入が認められない場合、また、保険料の納付が認められない場合は、監査等が実施されます

行政処分基準

社会保険等の未加入

未加入者1名

警告

(再違反10日車)

未加入者2名

20日車

(再違反40日車)

未加入者3名以上

40日車

(再違反80日車)

社会保険等の保険料未納

20日車

(再違反40日車)